

あなたの専門知識がまちの未来をつくる。地域の課題解決に、あなたの力を！
まちづくりコーディネーター・まちづくり支援団体を募集します！

市民等が主体となって取り組む、まちづくりを支援する「まちづくりコーディネーター」及び「まちづくり支援団体」を募集します！

まちづくりコーディネーター（第11期）

●「まちづくりコーディネーター」とは？

地域におけるまちづくり活動を支援する専門家です。地域のまちづくりに関する知識と経験がある、コンサルタント業や建築事務所の方、大学教授の方など様々な方が個人で登録しています。

●まちづくりコーディネーターの役割

地域まちづくり活動団体の求めに応じ、検討会、まち歩きなどに参加し、地域まちづくりの組織づくり、ルールやプランづくり、施設整備の支援、合意形成の方法などについて、助言や指導等の支援をしていただきます。

●支援分野

- ・ルール又はプランづくり等
（建築協定、地域まちづくりプランなど）
 - ・市街地開発事業等
（再開発、区画整理など）
 - ・防災まちづくり等
（密集市街地の改善など）
- ※ 複数の支援分野に登録できます。

●登録期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

まちづくり支援団体（第7期）

●「まちづくり支援団体」とは？

横浜市と連携して地域でのまちづくり活動の支援を行います。地域まちづくりグループ等の求めに応じ、助言や指導等の支援をしていただきます。

なお、「まちづくり支援団体」が行う、市民等によるまちづくりの支援を目的としたフォーラムやシンポジウム、地域まちづくりの人材育成又は研修に関する事業等に対し、市から助成金を交付します。

●まちづくり支援団体の登録要件

- ・特定非営利活動法人又は非営利の社会貢献活動を行っている。
- ・横浜市内で活動を行っている。
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を行っていない。
- ・まちづくりコーディネーターが在籍、または令和3年度以降に地域まちづくり等の分野で、本市の事業を受託した実績又は協働で事業を実施した実績がある。

募集期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）必着

募集案内は都市整備局地域まちづくり課・各区役所区政推進課広報相談係にて配布します。
また、右記の二次元コードから、市ホームページの募集に関する情報を公開しています。
必要書類を作成の上、tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp宛にEメールでご提出ください。



お問合せ先

都市整備局地域まちづくり課担当課長 中尾 光夫 Tel 045-671-2665



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

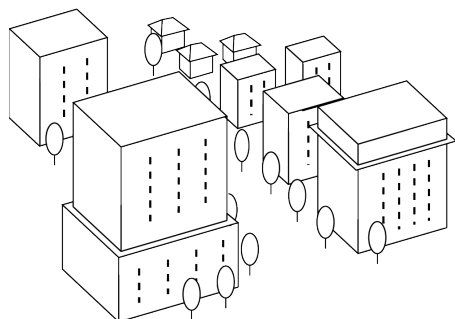
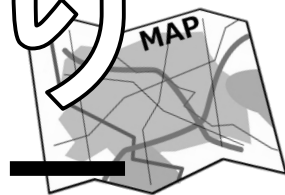


専門知識を生かして地域のまちづくりをサポートしませんか？

第11期

令和8年4月1日～
令和12年3月31日

まちづくり コーディネーター 募集中！



まちづくりに関する
知識・経験の
ある方が活躍中！

都市計画コンサルタント
建築士など

募集期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

支援分野

ルール又は プランづくり等

基準

- 地域まちづくりルール・プラン、地区計画、建築協定、景観計画・協定等についての十分な知識及び経験があること
- 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること

参考とする資格

- 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）
- 一級建築士

市街地開発事業等

基準

- 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）に関する活動についての十分な知識及び経験があること
- 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること

参考とする資格

- 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）
- 一級建築士
- 土地区画整理士
- 再開発プランナー

防災まちづくり等

基準

- まちの不燃化推進事業の防災まちづくりに関する活動についての十分な知識及び経験があること
- 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること

参考とする資格

- 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）
- 一級建築士



上記各分野の基準に加え、次の条件を全て満たす方

- ・市民等からの求めに応じ、平日の夜間、土曜日、日曜日又は祝日において活動ができる
- ・令和7年4月1日時点の年齢が原則として75歳以下

横浜市 まちづくりコーディネーター

検索

応募方法などは裏面へ

まちづくりコーディネーターの役割

地域まちづくり活動団体（以下、「活動団体」）の求めに応じて、組織化やルール・プランづくり、合意形成について、助言・指導、支援していただきます。内容に応じて、謝金・委託料をお支払いします。

助言・指導等

地域まちづくり相談事業

勉強会等への出席、進行支援
助言・指導等

支援活動

地域まちづくり活動支援事業

ルール・プランの案作成、
合意形成に関する支援等

まちづくりコーディネーターに求めるもの

まちづくりコーディネーターには、活動団体が主体的、継続的に活動を進めること、さらには、市と協働して市街地等の整備などの地域まちづくり事業を推進できるよう、助言・指導・支援等していただくことを期待しています。以下のような方の応募をお待ちしております。

- ・活動団体の思いに寄り添って助言することができる／意欲を高めることができる
- ・まちづくりについての最新情報、幅広い事例を把握している
- ・市の施策・事業について理解している
- ・中立的立場で、活動団体と行政の橋渡しができる

スケジュール

令和7年8月

書類審査

10～11月頃

面接※1

経験・知識等の確認

12月頃

結果
通知

2月頃

勉強会
※2

令和8年4月1日



コーディネーター
登録

※1 面接は、経験・実績の確認が必要な方のみを対象に実施します。

日時については、書類審査後に別途お知らせします。

※2 同内容で2回開催予定。登録には、いずれかの会への出席が必須です。

応募方法

登録申請書・登録シートをEメールで提出

下記Eメールアドレスに登録申請書・登録シートをご提出ください。

＜連絡・提出先＞都市整備局地域まちづくり課 まちづくりコーディネーター登録担当

Eメール：tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp

申請様式・書き方

下記URLより登録要綱／登録申請書・登録シートの様式・書き方を御確認ください。

◎市ホームページ

第11期まちづくりコーディネーター募集ページはこちらから>>>



お問合せ先

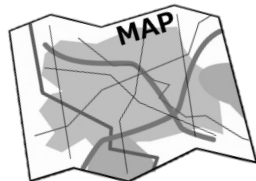
横浜市都市整備局地域まちづくり課

TEL：045-671-2696／Eメール：tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp

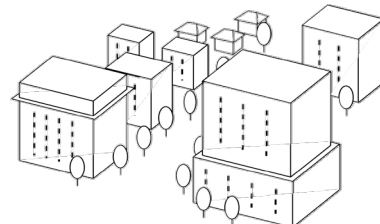
第7期

まちづくり

令和8年4月1日～
令和12年3月31日



支援団体 登録受付中！



募集期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

登録要件

- 特定非営利活動法人又は非営利の社会貢献活動を行っている
- 横浜市内で活動を行っている
- 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行っていない



まちづくりコーディネーターが在籍している

OR

令和3年度以降に
地域まちづくり、地域コミュニティ、市民活動、地域福祉等の分野で、
本市の事業を受託した実績又は協働で事業を実施した実績がある

応募方法

登録申請書等の書類の提出

地域まちづくり課に相談の上、以下の書類をご提出ください。

- ① 登録申請書
- ② 会則
- ③ まちづくり支援団体構成員名簿
- ④ まちづくり支援団体登録シート
- ⑤ まちづくり支援団体資格構成員個人情報登録票
（資格構成員を登録する団体のみ提出）



申請書等の様式は、二次元コードからダウンロードすることができます！

提出先

下記にEメールにてご提出ください。

<連絡・提出先>

都市整備局地域まちづくり課 まちづくり支援団体登録担当

Eメール：tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp

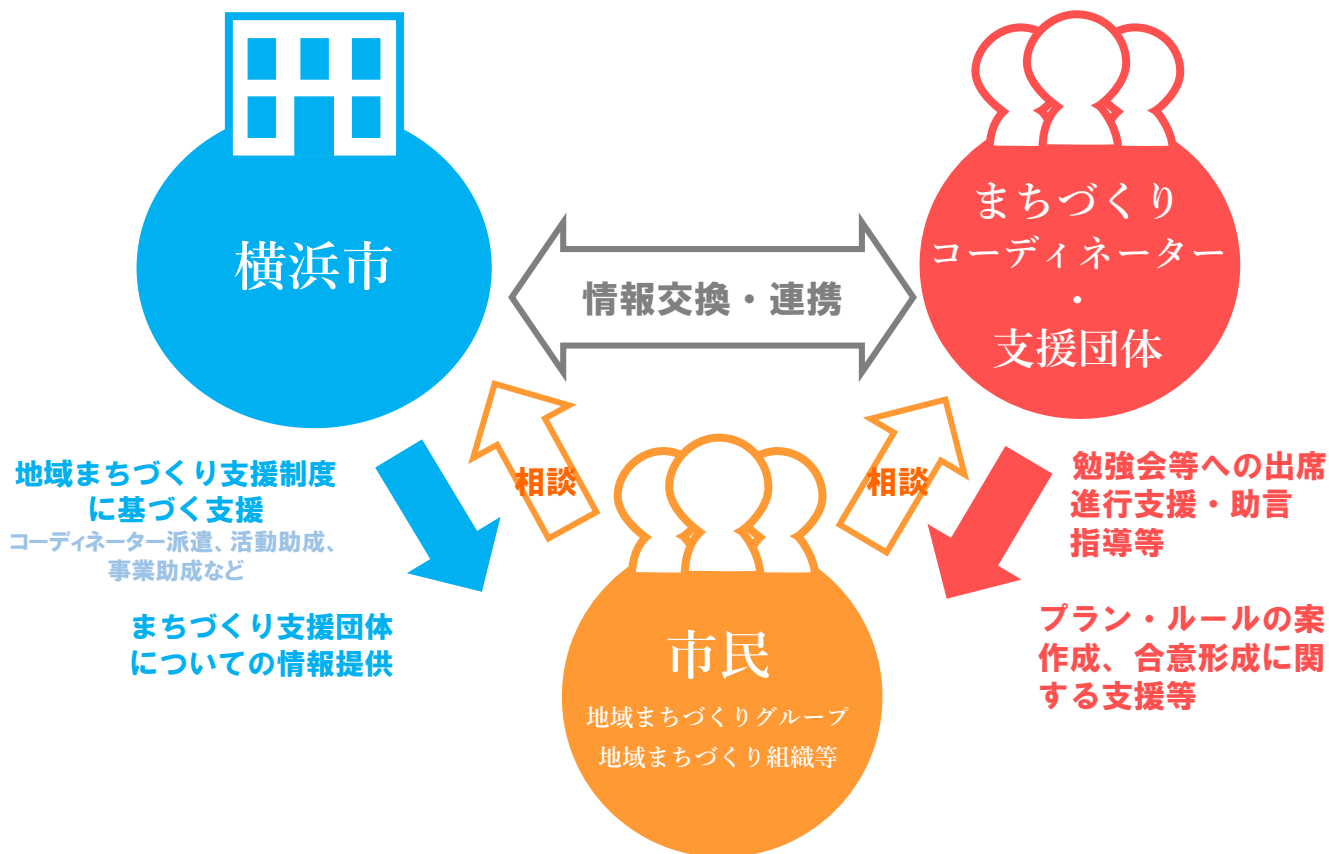
お気軽に御相談ください！！

横浜市 まちづくり支援団体

検索

制度概要等は裏面へ

市民等が主体となって取り組む、まちづくりの支援の仕組み



まちづくり支援団体への市の支援（活動助成）

まちづくり支援団体が市民等の地域まちづくり活動の支援を行う目的で行う、以下の活動や事業に対して、その経費を助成する制度を用意しています。

助成期間：原則通算5か年を限度 助成金額：上限50万円／年 助成率：3/4以内

- 地域まちづくりに関する講座、フォーラム、シンポジウム等の開催
- 地域まちづくり活動団体の交流促進
- 人材育成、研修
- 地域まちづくりへの波及効果が期待できるモデル事業

地域まちづくり活動団体への派遣

まちづくりコーディネーター（以下、コーディネーター）に登録されたものが2名以上在籍している団体は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づき、所属する構成員を地域まちづくり活動団体へ派遣することができます。派遣された構成員は、グループ等の求めに応じ、勉強会や検討会、まち歩きなどに参加し、地域まちづくり団体の組織化やプランづくり・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言・指導等を行っていただきます。

登録までのスケジュール（令和8年4月1日登録の場合）

令和7年7月1日～令和7年7月31日

令和8年4月1日

登録申請

書類審査

結果通知

まちづくり
支援団体
登録

お問合せ先

横浜市都市整備局地域まちづくり課

TEL : 045-671-2696 / Eメール: tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp